

(2) 成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画の位置付け

本計画の「第3章 施策の展開 基本目標2 地域福祉を支える体制づくり 施策2-4 権利擁護の充実・成年後見制度の利用促進」を成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）第14条第1項に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、本市における成年後見制度の利用促進について基本的な考え方を示します。

また「第3章 施策の展開 基本目標2 地域福祉を支える体制づくり 施策2-5 再犯防止の取組」を、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付け、地域福祉計画に盛り込むことで、一体的な支援体制を構築します。

3 計画の期間

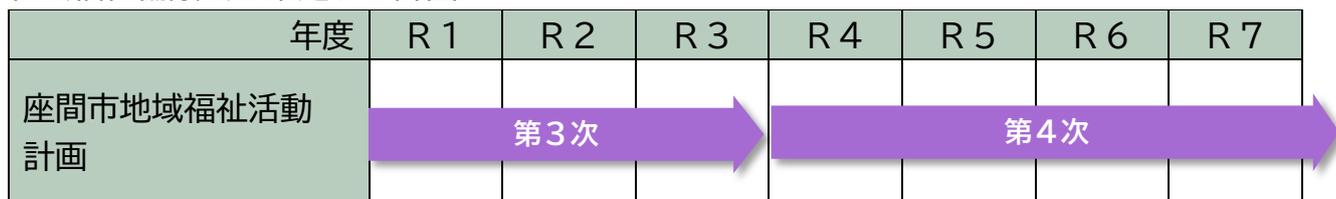
地域福祉計画（第四期）は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年を計画期間とします。

なお、計画期間中は、取組の評価などの進行管理を行うとともに、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。

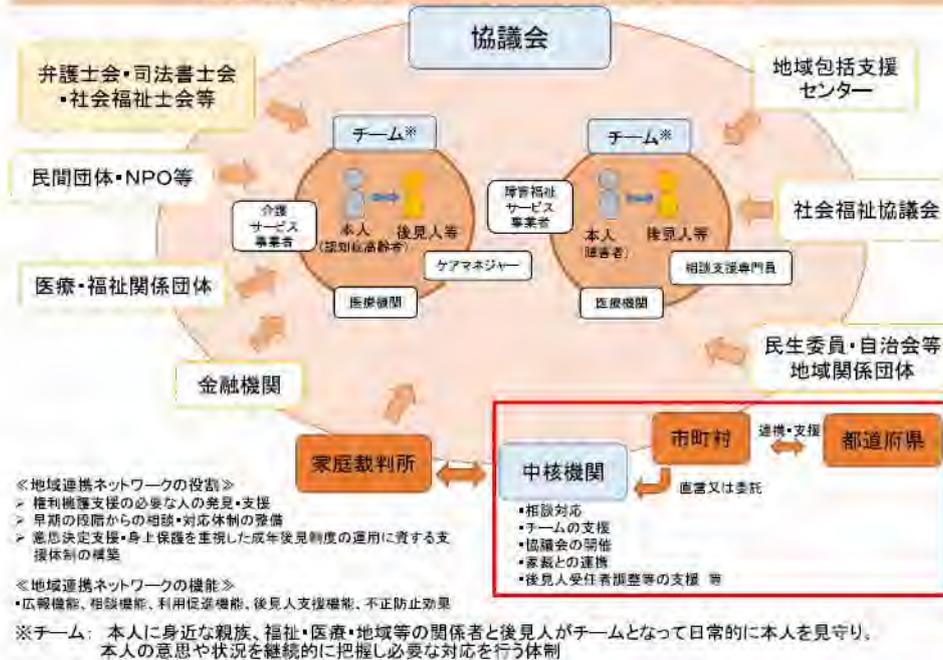
地域福祉計画と関連する計画の計画スケジュール



社会福祉協議会が策定する計画



地域連携ネットワークのイメージ



出典：内閣府資料

施策2-5 再犯防止の取組（座間市再犯防止推進計画）

刑務所や少年院の出所者の中には、高齢や障がいなどの理由から福祉的な支援が必要な人や、住居や就労先がなく生活が不安定といった様々な理由から社会復帰できず、再び犯罪に手を染める人が多くなっています。

安全・安心な地域社会づくりに寄与するため、犯罪をした人等の社会復帰支援を促進し、再犯防止の取組を推進する必要があります。

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（神奈川県）



取組

- ・ 保護司確保に向けた支援及び保護司会との連携強化
 犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪、非行を予防する活動を行っている保護司の活動を支援します。また、成り手不足が深刻化している保護司の確保に向けて保護司会との情報共有や連携を強化します。
- ・ 生活困窮者支援
 生活困窮者自立支援制度を活用し、「断らない相談支援」を通じて生活困窮に陥った方に対する包括的な支援を進めます。
- ・ 福祉や医療に関するサービスの利用促進
 必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。
- ・ 非行の防止、立ち直り支援のための関連機関との連携
 悩みや心配ごとなどの相談を、必要に応じて専門機関につなぎ、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。
- ・ 再犯防止に関する取組の周知と意識の啓発
 犯罪や非行の防止と犯罪や非行に陥った人たちの更生を支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での理解促進に取り組みます。
- ・ 座間市“社会を明るくする運動”推進委員会における活動の活性化
 構成団体間の連携を促進するとともに、更生保護に関する活動への積極的な参加を働きかけます。

施策2-6 防犯、安全のための連携強化

地域には、福祉の課題以外にも、振り込め詐欺や悪質商法、道路、交通、生活環境などの様々な課題があります。防犯、安全のための環境整備や、ユニバーサルデザイン²、バリアフリーなどの推進のため、関係部署・関連施策との連携に努める必要があります。

取組

- ・ 関係部署及び関連施策との積極的な連携に努めます。

² 年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰にとっても利用しやすく施設や製品をデザインするという考え方